

令和8年4月13日

スクールロイヤーシンポジウム報告書（熊本）

熊本県弁護士会スクールロイヤーPT長

弁護士 古田哲朗

1 開催日時等

開催日 令和8年3月14日（土）午後2時から午後4時30分

場 所 熊本県弁護士会水道町会館

会次第 開会挨拶 本田悟士（熊本県弁護士会会長）

報告1 熊本県スクールロイヤーについて

古田哲朗（熊本県弁護士会スクールロイヤーPT長）

報告2 菊陽町スクールロイヤーについて

伊山俊太郎（菊陽町スクールロイヤー）

報告3 秋田の民暴大会のスクールロイヤー協議内容について

若曾根聡（熊本県弁護士会スクールロイヤーPT）

報告4 熊本県内の教職員のアンケート結果について

古田哲朗（熊本県弁護士会スクールロイヤーPT長）

パネルディスカッション 「スクールロイヤーのあるべき形は何か」

<パネリスト>

大塚一幸（熊本県教育庁 県立学校教育局 学校安全・安心推進課 課長）

瑞穂達也（熊本市立東町中学校 校長）

伊山俊太郎（菊陽町スクールロイヤー 弁護士）

奥 博司（西南学院大学法学部教授 弁護士）

<コーディネーター>

古田哲朗（熊本県弁護士会 スクールロイヤーPT長）

閉会挨拶 吉田孝充（熊本県弁護士会子どもの人権委員会委員長）

2 内容

(1) 開会挨拶（熊本県弁護士会 本田悟士会長）

(2) 報告 1 熊本県のスクールロイヤーについて（古田哲朗）

ア 全国的なスクールロイヤーの定義と背景

スクールロイヤーは、一般には 2013 年に大阪府で始まった制度と言われており、いじめ防止基本方針に基づく助言事業である。日弁連は 2018 年に「子どもの最善の利益を念頭に、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士」と定義している。近年、日弁連は代理人業務も視野に入れた体制整備の必要性を示唆し、スクールロイヤーの役割に関する議論が表面化している。

イ 熊本県のスクールロイヤー事業

熊本県（政令指定都市の熊本市を除く）で「スクールロイヤー」という名称で事業が導入されたのは 2020 年 10 月から。その事業は「相談事業」「いじめ予防事業」「教職員研修」の三本立てで、助言型で運営されている。

(ア) 相談事業

6 名の弁護士が担当し、熊本県庁庁舎での相談を実施している。対象は熊本県の高校、熊本市以外の市町村の小中学校。相談件数は令和 4 年度以降、年間 27～28 件程度で推移。最低月 1 回の相談日程確保をおこなっている。

(イ) いじめ予防事業:

20 名の弁護士が担当し、学校で児童・生徒に直接授業を行っている。生徒向けのアンケートでは、満足度が非常に高い結果が出ている（不満足は 1%）。

(ウ) 教職員研修:

20 名の弁護士が担当し、各学校で教職員研修を実施。学校側から事前質問を受け付け、それに答えながら進める形式が多い。研修に対する満足度は高く、概ね受け入れられている。

(3) 報告 2 菊陽町のスクールロイヤー制度について（伊山俊太郎）

ア 制度概要:

菊陽町は人口約 44,000 人、学校数は中学校 2 校、小学校 6 校の合計 8 校。生徒数は約 4,400 人。業務内容は、いじめ、保護者対応、学校事故などに関する法的相談が中心。当初は学校職員が対象だったが、後に PTA からの相談も受け付けるようになり、対象範囲が拡大した。

イ 相談実績:

教育委員会が把握している正規の相談件数は、令和 5 年から 7 年までで合計 114 件。校長や教頭からの直接相談や、記録に残らない PTA 間のトラブル解決など、実際の相談件数はこれを上回っている。

ウ 報酬体系:

顧問料と同等の支払を受けている。町の顧問弁護士の顧問料増額に伴い、次年度から増額される予定。

エ スクールロイヤーの対応:

解決が困難な事案では、保護者と学校との面談に同席する方針。いじめや体罰の有無について見解が分かれた場合、弁護士や専門家を含む調査チームを設置して客観的な結論を出すことを提案している。教職員が過剰な苦情や不当要求から守られるよう、また教職員が子ども達に向き合える時間や精神的余裕を確保できるよう支援をおこないたい。

(4) 報告 3 民暴秋田大会における「代理型スクールロイヤー」に関する報告（若曾根聡）

令和 7 年 9 月 12 日に秋田で開催された民暴大会での議論を報告した。

ア 概略

秋田県弁護士会は、教育現場における「教育対象暴力」を民事介入暴力の枠組みで捉えた。教員へのアンケートから、教育対象暴力の存在と弁護士への期待を確認。

秋田弁護士会の結論は、 弁護士は助言だけでなく、学校側の「代理人」として当事者の前に立つべきであるとし、「代理型のスクールロイヤー」の導入を提唱している。

イ 代理型スクールロイヤーの目的と効果:

目的：教職員の負担軽減。教職員が紛争の矢面に立つことを防ぎ、精神的・時間的負担を軽減する。

効果：対応窓口が弁護士になることで、教職員を不当要求から守る「防波堤機能」を果たし、保護者側も落ち着いて話し合いに応じる効果を期待できる。

ウ 代理型に関する懸念と反論:

代理人になると保護者と対立し「子どものためにならない」という懸念がある。これに対し、学校は「子どもの最善の利益」を尊重する立場であり、代理人弁護士もその実現のために活動するため対立構造にはならないと解釈していた。

学校の「正当な利益」とは「子どもの最善の利益の実現」であるという軸をぶらさない。ゴールは教職員をストレスから解放し、話し合いの場を設けることに置くべき。

エ 利益相反と秋田弁護士会の「鴻上スタイル」:

①助言、②代理人、③中立的第三者機関の3業務を同じ弁護士が担うと利益相反が生じる。秋田弁護士会は、①助言と②代理は同一弁護士が担当可能、③中立的業務は別の弁護士が担当すべきと整理。この助言・代理・調整を有機的に関連付けるシステムを「スクール・ロイヤー」（鴻上スタイル）と提唱していた。

(5) 報告4 熊本県内教職員に対するスクールロイヤーのアンケート結果（古田哲朗）

ア 実施内容

熊本市内の中学校 34 校、熊本県（熊本市以外）の中学校 326 校、熊本県内の県立高校 72 校の合計 432 校を対象に実施。

イ 弁護士への期待:

432 校中 430 校が弁護士の関与に賛成。「対応に困った時にすぐに相談したい」「理不尽な保護者の要求から教職員を守ってほしい」という要望が非常に強い。

ウ 期待する具体的な役割:

保護者対応の要望が最も多い。保護者との話し合いへの同席が求められていた。

教職員の行動指針の明確化の要望も多かった。具体的には教職員として「やるべきこと」と「やらなくてもいいこと」の区別を明確にしてほしい等があった。

学校が対応に困った事例としては、①保護者からの過度な要求（加害者生徒の転校要求、部活動への批判、担任交代要求、授業の全配信要求等）、②保護者の言動（学校の説明に納得しない、長時間の対応、暴言等）。

エ 理想の相談体制:

困った時に随時電話相談でき、希望すれば訪問してくれる体制を求められていた。定期的な巡回による対面相談。学校現場の雰囲気を感じてほしいという要望が多い。メールやオンラインなど複数の相談方法が希望されていた。

オ 今後の課題と個人的な感想

弁護士不当要求対応と子どもの人権に関する考え方を兼ね備える研修が必要。教職員もトラブル対応の基礎知識を学ぶ必要があり、弁護士が研修に関与すべき。連携強化（トラブルの初期段階から弁護士が関与すること）が求められている。教育現場の期待は非常に高い。弁護士には教育現場の特殊性を理解する研修が必要。常駐や巡回相談を実現するには、スクールロイヤーを担う弁護士の人数を増やす必要がある。

(6) パネルディスカッション

(古田) 1人ずつ自己紹介を簡単にお願ひしたいと思います。

(大塚) 私は熊本県教育委員会学校安全安心推進課におります大塚と申します。私どもはスクールロイヤー活用事例とか、生徒に関する指導、いじめ問題、不登校児童生徒への支援、学校事故等に対応しています。日頃から弁護士の先生方には大変お世話になっているところです。どうぞよろしくお願ひします。

(瑞穂) 熊本市立東町中学校で校長をしている瑞穂と申します。よろしくお願ひします。

先ほど学校現場からのあのアンケート結果の報告があったのですが、同じような思いを持

っています。学校として頑張らないといけないことと、求められても学校としては難しいことがあります。心の叫びを持ちながら日々やっております。どうぞよろしく願います。

(伊山) 伊山です。普通はシンポジウムで台本を作ったりするのですが、今回は台本ないです。よろしく願います。

(奥) 奥と申します。肩書きが大学教授になっていて、偉い人だと思われるかもしれませんが、少なくともスクールロイヤーに関する専門家ではありません。民事訴訟法を担当しています。弁護士もやっていて、所属会は熊本県弁護士会です。福岡市内にある西南学院の教授ですが熊本の弁護士です。2014年ぐらいに知り合いの学校で困っているので、ちょっと手伝ってくれというお話をいただきまして、自分の考え通りにやっていたのですが、今から考えると、スクールロイヤー的な活動だったという思いがあります。ちょっと自慢話で恐縮なのですが、結構喜んでいただけたので、スクールロイヤーに関与させてもらおうと思いました。もう一つ、さっき伊山弁護士が、台本がないって言われたのですが、本当にそうです。古田弁護士が司会者ですので、上手にまとめていただこうと思っています。

(古田) ありがとうございます。私からまず聞きたいのは、せっかく県の教育委員会の課長や教育現場の校長先生もいらっしゃるので、教育現場の意見をまず聞いてみたいと思っています。弁護士に救いを求めているというアンケート結果もありましたが、その理由というのが具体的にあれば教えてください。

(大塚) 今日はですね、県の立場ではなくて、私的な立場で発言をさせていただきます。最終的に校長が判断をするときに、やはりこれで本当にいいのか、法的に本当にいいのかっていうのを弁護士さんに相談して自信を持って仕事をしたいという要望を一番聞きます。社会のコミュニティも核家族化が進んで変わってきています。お父さんお母さんがどこにも相談することができなく、それが学校に来ています。問題が複雑化しており法的なところで後押ししていただけないかと思っています。

(瑞穂) 先ほどの前半のご報告を聞いていてですね、私、胸がときめき、ワクワクしながら聞いていたキーワードがあります。「代理型」という言葉です。保護者の方と対話するときに同席をしていただいて、学校の代理人的な立場でものを言っていたら大変ありがたいなと思いました。おそらく学校現場が一番現実的に求めているのはそこじゃないかと思います。今日は好きに喋ってよって言われているので、ちょっと表現が悪い時もあるかもしれません。大方の保護者とは学校と連携して、子どものために一緒に子どもを真ん中に置いて、この子のために何ができるのかという視点でうまく連携できます。ただ、一部の保護者から電話罵声を浴びせられることもあるわけですね。言われたことが絶対におかしいと思いながらも、最終的には学校が折れてしまうことがあります。学校全体に疲弊感が蔓延するケースもあります。

(古田) ありがとうございます。自由発言っていいですね。伊山先生、実際、菊陽町のスクールロイヤーとしていろいろ活動されている中で、現場のニーズにどう応えてきたのかを教えてくださいませんか。

(伊山) 私は、保護者対応で同席したことはないですが、「同席しますよ」と言ったのは何件かあります。結局、それで向こうも弁護士に相談してそのまま終わっています。そういう意味では、同席できる制度を作っておくと、少し早く収まる場面があると思います。

「中立的に考えてこうですよ」と言える人がいると、子どものために思い直してもらう機会になると思います。

(古田) 若曾根先生からの報告でもありましたように、スクールロイヤーだけが学校の子どものための制度ではありません。他の県では子どものためのオンブズマン制度とかもあります。ただ今日は、スクールロイヤーとしてどういう関わり方がいいのかということテーマにお話をしていきます。奥先生にお聞きしたいのが、中立的な関わり方で、成功体験があれば教えていただければと思います。

(奥) 私がどういう形で学校に関わったかっていうと、夕方4時とか5時になると教頭先生から電話がかかってきていました。「実はうちの学校で今日こんなことがありまし

た。ついては先生ちょっと学校まで来ていただけますか。」学校が大変なときほぼ毎日電話がかかってきて、それで学校に行って。大体授業が終わった後、校長室に集まってそこに親御さんとか生徒さんとかをよんで話し合いをしておられますよね。そこで、私が何をしていたかと言ったら、だいたい教頭先生が対応される後ろに校長先生がいて、その横の椅子に座って、ニコニコ笑いながら座っていました。その頃はまだ弁護士登録したばかりだったので、弁護士バッジがまだキラキラ輝いていました。それがちょっと見えるようにはしていましたが、黙って座っているだけで親の言動のトーンが下がったと言われました。ただ他方で、その頃、スクールロイヤーなんて自分でも考えたことがないし、そんな議論も知らなかったの、自分なりにやっていたのですが、校長教頭と私と3人で喋る時に、ここはちょっとこういう風に変えた方がいいですよとか、これちょっとまずいですよというのを率直に申し上げるようにしていました。「確かにそうだね」と言って、保護者対応を変えてくださったこともあります。そんな感じで関与するのが良かったのかなと感じています。学校側の弁護士とか、子ども側の弁護士っていうのが、僕にはちょっと今でもピンときません。学校側の弁護士とか子ども側の弁護士っていうのは、学校と子どもないし保護者が対立していることが前提になっていますよね。でも、対立しだすと教育の場が死んじゃうのですよ。私も大学の教師なので実感しているところですが、対立を起ささないようにするのが必要で、それに弁護士も関与できるのではないかと考えています。

（古田）ありがとうございます。対立の未然防止という弁護士の役割が期待されているということですね。

（奥）最近ちょっとご相談いただいた話なのですが、ある校長先生が保護者に対して怒っておられました。僕はその道の専門家ではないのですが、「発達障害」という言葉がありますよね。僕は詳しくないのですが、僕の友達がその分野の権威で、少し耳学問をしていました。だから、多分お困りのお子さんとかなんかはそういう特性を持った人かもしれないから、その理解を示してあげるとちょっと変わりますよっていうようなことを申し上げたことがあります。あと、最初の対応を間違えらるともうどんどん行っても、物事は大き

くなります。本当はその前の段階でなんか防ぐことができればなと思います。大きくなってしまったら裁判するしかなくなります。深刻な紛争になった時に、それぞれの当事者に弁護士がつくってというのは、ローマ法の時代から弁護士がやっていたことです。だから秋田で議論されている話も、弁護士が関与することは当然だと思います。ただ、スクールロイヤーが同じとは言えません。どういう形で関与するのがいいのかという、まさにそのことを今日議論したいと思っています。

(古田) ありがとうございます。スクールロイヤーの役割は、紛争の未然防止という点に重きがあるのではないかと私も思っています。これについて大塚さんからなんかいただければと思います。

(大塚) 私もいろんな事例に毎日のようにもう当たっている中で、未然防止をしたいと思っています。ちょっと一つ状況を言うと、最近、保護者の処罰感情がかなり強くなっています。加害の生徒に対する処罰感情が、社会的に強くなっていると思います。また、自分の子だけの利益を追求してしまう傾向もあります。攻撃性が強くなっています。子どもたちは納得しているが、親が納得せずに紛争が継続している事案もあります。ですので、未然防止のために、保護者に対してスクールロイヤーが講演をして、子どもを変えるというよりも、親に理解を深めてもらいたいと思います。そうすると保護者からの過剰電話等も減るのではないかと思います。

(古田) 瑞穂先生いかがですか。

(瑞穂) 先ほど奥先生が言われたのですが、電話一本で来ていただいて、同席をしていただける。学校からするとこんなにありがたいことはないと思います。先ほど私も代理とか同席という話をしたのですが、確かに、それを求める時ってというのはだいぶ盛り上がって白熱をしている。だから学校からはその手前でやはり何かしらの形でスクールロイヤーに相談をしなければいけないと思います。ただ、予測困難なことも多くて、難しいところもあると感じております。

(古田) ありがとうございます。実際、現場では予測困難性も高いということですよ。伊山先生が菊陽町スクールロイヤーとして、未然防止等で成功した関わり方があれば教えていただけませんか。

(伊山) 未然防止ですよ。「気持ちは分かるのですが、法律上あなたのご要求はちょっと無理です」という説明をして何件かうまくいったのはあったという記憶はあります。先ほど紹介した裁判になった事案も、「あなたはそうおっしゃっているけど、逆にあなたが損害賠償請求されるかもしれないですよ」と踏み込んで話せば未然防止も可能だったのかなと思いました。

(古田) 伊山先生はどの段階で介入されていますか。

(伊山) 私は直接保護者相手に話をしていません。教育委員会に1回上がってきて、私が教育委員会に対して回答するっていうのが一番多い形です。長時間の電話や不当な要求されて困っているというような相談があったときに、「過剰なのでやめた方がいいのではないかと弁護士が言っていたと言ってください」と伝えて、少し沈静化したことはありました。

(古田) ありがとうございます。今日、スクールロイヤーのあり方っていうのをテーマとしています。そこで、熊本県のスクールロイヤーは相談業務で助言活動っていうのをやっていますが、それで十分なのか、ここがもうちょっとあった方がいいなっていうのがあれば教えていただけませんか。

(大塚) そうですね、相談業務といじめ予防授業とかをお願いしているのですが、実は校長から言わせると、できれば一緒に同席をして欲しいっていうのがかなりあります。ですので、弁護士と一緒に同席して、法的なところをおっしゃっていただけると助かるので、関わり方の一つの方法かなと思っています。

(古田) 同席をすることは新しい関わり方ですが、課題として出てくるのは、誰が行けるかと、日当の問題があると思います。そこら辺はちょっと置いておいて、どういう関わり

方がベストなのかを、今日はお話してみたいと思っています。奥先生は同席したことがあるという話なので、その効果をもうちょっと教えていただけませんか。

(奥) 管理職の人の勘がまず重要です。揉めそうと思ったら早めに連絡をいただく。僕は言われたら必ず行って後ろで座っていました。後ろで座っているだけです。ただ、最初から関与させてくれっていうのは強くお願いしていました。ただ座っているだけですが、親御さんのキャラクターとかが分かるようになります。後からいろいろ違う情報が入ってきても、「それ違うでしょ」と自信を持って判断できます。同席することで多少はお役に立つという感じはします。

(古田) 今のお話を聞いていると、揉め事が発生した学校に弁護士が常駐するイメージですよね。

(奥) 落ち着いたらそれほど呼ばれなくなりましたが、それでも変なやつ、私のことですが、そんなやつがいるって子どもたちがしゃべっていたらしく、親御さんの中にも面識のある人がいたので、最後は卒業式にも呼んでいただいたし、PTAの飲み会も誘っていただきました。そんな感じでまあまあ私の弁護士としての存在は知れ渡っていました。

(古田) ありがとうございます。私も今日アンケートの中ですごく気になったのが、巡回とか学校現場にそのまま来てほしいという要望がありました。これに対して、教育現場としてはどのような感覚なのかをお聞きしたいのですが。

(瑞穂) 例えば生徒指導で非常に厳しいような状況の学校では、警察と連携して、例えば警察官がパトカーで学校の周りを巡回するとか、あるいは背中にポリスと書いてあるジャンパーを着た人にちょっと通ってもらうとか、そういうことをお願いするケースは今でもあります。それだけでも抑止力にはなります。だから、弁護士にも同じような抑止力のイメージを持っています。「学校は法的なことはあんまり分からないと思って色々言ったけど、学校の後ろにちゃんと弁護士がついているな、そうなるに変なことは言えないな」とか、そういった抑止効果は望めるという気がします。

(古田) 大塚さんのご意見ありますか。

(大塚) 学校現場への巡回ですね。予算とかもあるので本当は難しいのですが、巡回することによって相談がこまめにできると思います。先ほど奥先生の方からもありましたけど、管理職の勘が大事だと思っています。重篤化するって思った時に、すぐ相談をしたいと言って相談を予約すると、1週間後になってしまう。そうなるとその間にどんどん事案が重篤化していきます。なので、巡回は非常に大きいと思います。ですので、なるべく細切れに相談をしていくっていうのは必要かなと思います。あと、私は、「学校はここまでできます、これ以上はできません」ということを言わないといけないと非常に思っています。今日のディスカッションと少しずれるかもしれませんが、やはりそういうことが言えなかったことで事案がどんどん重篤化していったケースが結構あります。スクールロイヤーまで行かずにその前で重篤化を防げたのに。学校が「これはできません」とはっきり言わなかったのが、どんどん受け入れて事案を大きくしてしまったのです。モンスターペアレントという言葉がありますが、それは学校が作ったのではないかともあります。ですので、学校ができないことを伝えるようにする。弁護士の先生が、そばにちょくちょく来ていただけるなら、「学校がちゃんとやらないといけませんよ」というアドバイスもできたのかなと思いながら聞いていました。ですので、学校側のスキルをアップするというのも必要だと感じています。

(古田) 本日は自由発言なので、私が最後にまとめることができるのかなという疑問を今思いながらずっと聞いていました。熊本県ではスクールロイヤーを実施していますが、教職員のアンケートの内容を見ると、やっぱり新たな形を提示したほうがいいのかと思っています。これについて伊山先生、どういう形が一番いいのかとかいうのがあればお願いします。

(伊山) さっきの抑止力の話にも繋がると思うのですが、要はすぐ相談して、「いつでも同席しますよ」と話したとしても、教育委員会の方から、「それだけでありがとうございます」と言われてしまいます。ただ、その後、教育委員会の方が腹を決めて相手と話すので、それでうまく片付いていることもあります。実際本当に同席できないと「同席します

よ」と言えないですし、必要な時に行ける制度っていうのはあった方がいいと思います。あとは菊陽町のスクールロイヤーとして自由にやらせてもらっているのも、現場の意見を聞いて、カウンセラーの先生を入れて調査チームをつくったり、PTAの事案に対応したりしています。現場の方が弁護士を使いやすい柔軟な制度をどんどん作ってほしいと思います。ただ、予算の問題があるので、予算を使える自治体からどんどんやっていけばいいと思います。

(古田) スクールカウンセラーとの連携をもう少し詳しく教えていただけませんか。

(伊山) 弁護士は、法律は知っているのですが、現場のこと知らないですね。そこで、カウンセリングの専門スキルとか、あるいは社会的なサポートの制度とかもやっぱり知らないことがあるので、そういうところは他の専門家の力を借りながらやらないといけないと思います。そうするとやっぱりそのSSWとかSCとかの皆さんの力を借りて一緒に学校をサポートしていくっていう仕組みづくりが必要です。それがさっきの調査委員会で、問題事例があった場合に、弁護士以外の専門メンバーを入れて、そこに教育委員会の方も入っていただいて、そういうチームをいくつか作って調査していきます。

(古田) 調査委員会という話が出てきたので、もうちょっと説明をお願いします。

(伊山) 対立関係が強くなって、もう学校だけじゃにっちもさっちも行かないという事案であっても、学校として何もしないわけではなく、きちんと調査チームを入れて調査するようにしています。お子様はやめてほしいって思っていて、親だけが言っている場合もあるので、お子様のヒアリングを記録に残したりします。何もしないのではなく、どこかで解決すればいいと思って動いています。スクールロイヤーの活躍場面はあると思うので、保護者あるいは学校からの要望に応じて、調査して結論を出す。仮に結論が出ないのであれば、ほかの解決策を示すっていう対応が必要ではないかと思っています。

(古田) いわゆるいじめ第三者委員会みたいな大きなものじゃなくて、数人で構成する小さな調査委員会というイメージでしょうか。

(伊山) 3人から4人のチームでひとまず調査をやってみて、足りなければ増やすという感じですか。どういう制度がいいのかを模索中です。

(古田) 伊山先生ばかりに尋ねて申し訳ないのですが、小さい自治体がスクールロイヤーを実施している例は少ないので、熊本県のスクールロイヤーとの違いなどを教えていただけますか。

(伊山) 熊本県との違いですね。相談業務以外であっても言われたら全部対応しますという違いはあると思います。県と基本的なスキームは一緒です。ただ、PTAからの相談も受けて動いている点は違います。

(古田) ありがとうございます。逆に熊本県側から、菊陽町のスクールロイヤー事業をどのように捉えられているのかっていうのを教えていただけますか。

(大塚) 捉えているという質問は難しいですが、熊本県ですと、例えば天草地域や水俣地域、県北の荒尾とかの遠方があります。相談をするのに熊本県庁まで来るのが大変だと思います。それに対して菊陽町には伊山先生がいらっしゃるんで、車で数分しかかからない。

(伊山) ありがとうございます。確かにおっしゃる通りです。距離が近いです。相談のしやすさにつながっています。

(古田) 今の話を聞くと、熊本県は熊本県でスクールロイヤーを実施していますが、市町村でスクールロイヤーをやると、かなり使いやすい制度になれるようにも見えます。やはり課題は予算になるのでしょうか。

(伊山) 菊陽町は、T S M Cの関係で、予算が割と自由に使えるっていうところはあるのかなとは思いますが。ただ、自治体って多分何十億とか何百億とかの予算規模で、普通の会社であれば、顧問弁護士が多分2人3人いてもいいような団体なので、顧問弁護士の他に、紛争の未然防止のためにスクールロイヤーを入れていただくっていうのはできると思います。

(古田) 一旦、各人のその発言をちょっと1人ずついただいて、その後会場のご質問の方に移ってみたいと思います。今までの議論からこういう関わり方がよいというのがあればお願いします。

(大塚) 今、県がやっているのは相談業務、いじめ予防授業と教職員研修です。これに加えて親向けの予防授業が考えられます。また、地域ごとにスクールロイヤーが配置できればと思いました。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは地域ごとに配置されています。ですので、スクールロイヤーも地域ごとがあるべきなのかなと思いました。これは、あくまで県としてではなく、私的な考えで思ったところです。

(瑞穂) すみません。私は、先ほどから代理とか同席とか、理想的なことばかり言っていますが、ハードルが高くて難しいこともあると思っています。例えば、私も経験がありますが、あの、ある教員が子どもに対して言った言葉について、校長室に親御さんがこう来られて、「校長先生、この教員がうちの子どもにこういう言葉を言ったらしいのですが、これは地方公務員法30何条に違反していますよね」と言われたことがあります。私は、「それは何ですか？出るところ出られた時に担当の弁護士が判断されるのではないですか」と返事したことがあります。やはり私たちは法的根拠に弱いと感じています。保護者の言っていることがおかしいと思うけども、親御さんが「いじめ防止対策推進法の何条に出席停止をさせろと書いてありますよ。なんで加害者が学校に来ているのですか。明日から学校来させないでください。」と言ってきます。同席とかじゃなくても、法の何条に抵触しているのではないかと親御さんは言っているが、実際どうはなんですか等を、電話とかメールでポンポンとリアルタイムにやり取りをさせていただくシステムもありがたいと思います。

(伊山) 3点申し上げます。まずロイヤーとして、どんな関わり方がいいのかという、やはり紛争予防の関わり方かなと思っています。弁護士でこんなこと言うのもなんですが、やはり裁判になると、結局人間関係はぐちゃぐちゃになります。お子様も心理的に負担があるし、学校の現場も負担になるので、やはり裁判にはいけないのかなと思います。

ます。だからそうなる前にいかにみんなが納得できるような方向、あるいは我慢し合って最小限の被害になる方向を一緒に考えられる存在でありたいなと思っています。次に地域ごと市町村ごとでもいいですし、迅速に相談しやすい制度にした方が、使い勝手が良くなると思います。3点目は、スクールロイヤーだけでは解決できないことも多数あったので、スクールカウンセラー、あるいはソーシャルソーシャルワーカーとの連携を取ることも必要です。そのためには予算も必要になるので、全体的な教育の予算の枠をもっと大きくしてほしいなと思っています。

(奥) 「まとめろ」と言われたのですが、まとめられません。言いたいことはまだまだいっぱいあるのですが、僕が古田先生にお願いしていたのは、できるだけフロアの質問の時間をたくさんとっていただきたいということです。もしよければフロアの方から質問をいただけるとお話をします。

(古田) そういうことで、フロアから発言をご要望されています。挙手でもいいので、名乗れる範囲で名乗っていただいて、スクールロイヤーに関するご意見もしくはご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

(会場発言者1) 弁護士の松村と申します。よろしく申し上げます。今いろいろお話聞いてですね、私も事前予防に関わるべきだと思っています。相手方に弁護士がついたら弁護士が欲しいとおっしゃるけど、それは事態が悪化している時です。この時入ってしまうと子ども側につけなくなるので、子どものことを頑張ろうと思っている弁護士は学校側につきません。だって、学校が絶対に正しいかどうかわからないからです。そうするとやっぱり事前予防だと思います。いじめの相談とかも受けますけども。親御さんをモンスター化させているのは学校ではないかというのは、私も実感しています。もうちょっと早めに弁護士を入れてもらって、学校側のこの言い方も悪いよみたいアドバイスをして、学校側の対応を改めるとか、例えば同席することで、親側も少し言い過ぎると弁護士が出てくるかもしれないと抑止すると、お互いモンスター化しないのではないかと思います。親からは学校が動かないように見えるので、もっと言うてしまう。それでも学校は動かない。もっ

と言う。そうすると今度は親がモンスター化して見えるので、学校が動かなくなるという悪循環が発生します。なので、私はいつも、学校側は学校で起きた問題について、教職員全体で情報共有しているのかと疑問をもつわけです。本当のモンスターは一部だと思います。いないとは言いませんが、ほとんどの親は子どものことを守りたいと思っています。ただ、学校側で情報が止まっているように見えるのです。これに対する改善策を学校で考えているのかを教えてください。また、学校区ごとにスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーを入れているとおっしゃったけど、この方々の燃え尽き症候群をよく目にしています。あと学校側からなんとなく距離を置かれてしまうのかも聞きます。彼らの活用を上手く実施しているのかも聞いてみたいです。

(奥) 今から私が喋る話は松村先生の質問に対する答えじゃないのをまずお許しいただきたいです。まず、さっき大塚課長が言われた、モンスターを作っているのは学校かもしれないっていう発言は、僕の理解だと学校ができないこともできるように期待させて、どんどん期待値が高まっているっていう意味だったと思います。松村先生の今のご指摘は、おそらく学校の対応が悪いから、モンスター化しているということでしょうか。

(会場発言者1) 両方だと思います。親側も子どもを守ろうと思って、要求するのです。この日までに回答が欲しいと言います。その時に先生方が「いいですよ」と言ってしまうのです。例えば先生が「そこは厳しいので、1週間使ってください」とか「他のものに相談するから時間ください」とか、できないものはできないと言えばいいのに、現場ができると言ってしまう。また、現場の先生は誰にも相談できないまま時間だけが経過してしまうのです。

(奥) 私は今から言うような話を言う立場じゃないですが、今日は、個別の問題についての深掘りというより、むしろスクールロイヤーというキーワードで自由討議の場なので、参考になることを期待しています。私の経験で申しますと、学校側ができないことはできないというのは、全くその通りだと思います。他方で私自身が関与した時は、校長に「学校側がやらないといかんことはちゃんとやってくださいね」と厳しめに言っていました。

当時から、コミュニティスクールっていう言葉があって、学校の運営に地域のメンバーが入るっていうのがありました。私はそんなニュアンスで、校長とか教諭に言っていたのは、「あなたがた教育のプロなのだから、教育のプロとしての仕事はちゃんとやってください」です。一番強調したのは、「子どもらの様子をちゃんと見ていてください」です。後で〇〇ちゃんの調子が悪いとかっていう話が来た時に、僕は怒ったことがあります。

「なんで気づかなかったのですか」と。当時も先生方は疲弊しておられて、教諭の皆さんがやらなくてもいいことは、管理職を通じてどんどんこっちに振ってください。だけど、教諭がやらなきゃいけないことはちゃんとやってくださいと言っていました。それで親御さんの信頼を得るっていうのが、多分最も正当なモンスターペアレンツ対策じゃないかと、当時も今思っています。

(伊山) まさにこういう場面こそスクールロイヤーの出番と思っています。両方正しいと思います。なんか正義と正義をぶつかる場面ですね。子を思う親としての意見と、学校の立場で言わなければならないこと。双方の引っ込みがつかなくなってしまうのでしょうか。当事者同士では決着つかない時があるのです。そういう時に第三者が入って、なるほどここここは分かります、学校のここここは分かります、でもここら辺じゃないですかと調整する必要があると思います。その役割はスクールロイヤーも担えますし、福祉につながらなきゃいけない時とかは、他の専門の先生方にも協力していただかなきゃいけないと思います。

(古田) ありがとうございます。松村先生の質問の中で答えられてないと思う部分は、学校内で情報の共有がどのようにおこなわれているのかだと思います。教えていただけないでしょうか。

(瑞穂) 学校では様々な情報を報連相しているところなのですが、例えば担任が連絡を受けて、担任から学年主任とか、学年主任から教頭、教頭から校長といった基本的な情報伝達のラインがあります。私たちも大事な情報は共有漏れがないように努力しているところです。ただ、それぞれがほとんど空き時間がないような状況で授業をやっている中で必要

な情報が全て網羅して共有されているかという点、そうではないこともあります。まだ私は聞いておりませんでしたということがあります。保護者の方からお叱りをいただくということも実際ありました。学校は何もしてくれんって言われることもあります。でも実際はやっているのです。やっていることが保護者や子どもに対して実感として伝わっていないことがあります。やっている途中の状況が伝わっていないために、親からすると学校は何もしていないという必要のないぶつかりが生じてしまうということは実際あると思います。

(古田) ありがとうございます。まあ、弁護士も仕事をしていると依頼者からバンバン督促がくることもあります。やっているのにと感じる時があります。他に発言ありますか。

(奥) 今日はスクールロイヤーがキーワードなので、ちょっと自慢話っぽい体験談を一つお話しします。前後の脈絡は覚えてないのですが、僕は校長に頼んで、問題となっている生徒さんのお母さんと話をさせてくれって頼んだことがあります。だいぶ学校に通っていたので、校長先生からも「お願いします」という話になって、校長室をお借りして、親御さんと僕と2人になって話を聞きました。そうしたら、今まで多数の前で色々言っていた親御さんが、とりあえず僕と2人になったら泣き出したのです。「どうされたのですか」と尋ねたら、「実は私も子どもの育て方にこれでいいのかって悩んでいるのです」とおっしゃっていました。その時はそれで終わりました。その後、その話を一番保護者対応で困っていた若い担任の先生に話したのです。そしたらその担任の先生が「あのお母さんも悩んでいたのですか」と僕に言うわけです。要するに、学校側でもない、特定の子ども親の側でもない中間的な位置づけで色々な人の何か話を受け止める心がけみたいなのが、僕が体験したスクールロイヤーの成功体験です。だから、だから学校側の代理になることを前提にしたスクールロイヤーというのは単なるロイヤーでしかありません。実際に揉めたら、どちらかの一方当事者のアシストをする。反対側にも別の弁護士がつくっているのは、ロイヤーの古典的な仕事です。ローマ法の頃からみんなそれをやっていたのですが、スクールロイヤーという21世紀になって新しい言葉を作って議論する時に、その古

典型的な話を前提にするのはちょっとおかしいと思います。別の関与の仕方があるのではないかと考えているし、皆さんどう思われますかという議論を続けていきたいと思っています。

(古田) なんか今、議論がいい感じにまとまった気がしました。まだちょっと時間があるので松村先生の質問で答えられていない SC と SSW さんが疲弊していませんかという質問にお答えできますでしょうか。

(大塚) 県が雇っていますので、私がお答えします。確かに S C は 100 人くらいいます。SSW も 30 人くらいいます。うまく活用されていないと感じられる方はごく一部だと思っています。我々はずっと連絡・報告を受けています。その中でやはり地域ごとに全部が動いているかという、動けずにうまくいってない時もあります。ですが、大方の子どもさんはそれで救われていると認識しています。ただですね、いかんせん、やはりスクールロイヤーの制度もなんですが、保護者の要望や、複雑な社会の中での子どもさんのあり方もあって、どうしても 1 回ぐらいの相談では解決できず、何回も何回も繰り返し対応することがあります。そうするとスクールカウンセラーさんにたくさん相談が来るので、全部が必ず救えているかっていうと、難しいところもあると思います。ですので、我々としてはいつも、スクールロイヤーの対応時間の増加を求めるように、スクールカウンセラーについても増加を求めています。ですが、完璧になるのはなかなか難しいと思います。しかし、改善しようという努力はしていますので、ご理解いただければと思います。

(古田) 今日は教育現場の話まで食い込んでいますが、会場からご質問あればどうぞ。

(会場発言者 2) 熊本市の教育委員会に在籍している者です。広告の方もディスカッションの方もすごくうなずく、納得できることが起きて首が痛くなるくらいうなずいてしまいました。熊本市の方はですね、来年度からスクールロイヤーを雇用するところで今も公募もしたところです。私たちも学校からの要望が多い同席もしていきたいと考えております。ただ、私たちも、子どものためにも対立をしないということがとても大事だと思うので、初期段階から入って、先生たちがおっしゃっていたように、同席しているだけでも安

心感といった影響があると思いました。ただ実際、意見が対立してまとまらない場合、利益相反という観点で、違う弁護士さんを立てる必要があるのでしょうか。また、学校でうまくいかないときに弁護士さんが入るのは負担が大きいのではないのでしょうか。ご意見を伺いたいと思います。

(古田) ありがとうございます。利益相反については日弁連の方でも協議をされていて、助言型で入った以上は、対立関係になった際にどちらにつくこともできないというのが基本的なスタンスです。なので、代理は別の弁護士がやらざるを得ないというのが一般的な考え方です。ただ、秋田の方で報告があった代理型というのは、最初から代理になる弁護士がスクールロイヤーとして介入するので利益相反の問題が議論されています。あと、対立した場合の弁護士の疲弊について、もう一回質問をお願いします。

(会場発言者 2) 対立したケースにだけ入ってもらう場合に弁護士さんの負担が大きいなと思いますが、実際どうでしょうか。

(奥) あの、私がスクールロイヤーをやっている弁護士かどうかはともかく、ぐちゃぐちゃになってから依頼されて、それを嫌がる弁護士は多分いないですよ。ぐちゃぐちゃになれば報酬も上がりますし。弁護士はそういう仕事を基本的にやっていますから。私が言いたいのは、むしろお金払う方が大変ですよ。報酬は上がるし、それから負けたら賠償金もあるからですね。市会議員の先生と雑談したときに、スクールロイヤーの方が安いですよと話したことがあります。賠償義務を負わされた判決で市が負けたときにそれだけ金があったら、なんかもっとちゃんと未然防止をやるべきだと話をしたことがあります。今日言いたいのは、さっきの泣いたお母さんの話なのですが、その後お目にかかったことがないから聞いてはいませんが、おそらく私が学校べったりだという人間ではないと思っておられたから、私の前で泣いたのだと思うのです。学校べற்றりの弁護士だというふうに思っていたら絶対泣きません。信用しているからしゃべったのだと思います。だから裏切らないでねという話になります。利益相反というのは、信用で取った情報を相手に有利に使っ

てはいけないという話です。だから、学校の味方をすると決まっていなない弁護士を関与させるのがよいのではないかと思います。

(伊山) 違う部分もあるので話します。私は、ぐちゃぐちゃな場合の方が稼げるとは思っていません。ある程度ストレスがかかりますし、法律だけじゃ片付かないところもあるので、どうすればいいかなということがあると思います。うつ病になった弁護士もいますからね。そこは少し気にかけてあげていただけるとありがたいと思います。あと、後半の部分は全く同感です。敵になる人には話せないことが出てくるので、代理人というよりは、ある程度中立を保って全員にいい形を目指す制度設計がよいと思っています。

(古田) 私も思ったのですが、敢えてスクールロイヤーというのであれば、確かに代理業務をおこなう古典的な弁護士ではないという考え方に共感を覚えました。あと、同席はあっていいという気がしています。あと、すぐ電話してきてくれるようなのが理想だと思います。そろそろまとめていきたいと思っているのですが、会場からはもう大丈夫ですか。

(会場発言者3) すみません、弁護士の木上です。実は私、日弁連で民暴なんですけど、国交省の用地交渉とかの時に同じような議論が出てきたことがあります。とりあえず用地交渉する時に、相手に怖い方がいらっしゃるとか、結構苛烈なことをおっしゃるとかいう場合に同席では意味がないと思います。ただ、そうではない時に、法的な理屈で用地交渉する時とかに弁護士がいてくれると安心だと思います。今日の話は、まさにその話と同じかもしれません。その時に議論になったのは、同席する時の弁護士の立場って何ですかということでした。国側の代理人なのかという話もありますが。そこに「なぜかいる弁護士です」ということになってしまいます。そこにいる法的根拠がないのであれば意味がない。そこで、同席という概念ではなくて、代理人という立場で整理したのです。そもそもなんで同席しているのですかって言われた時に、スクールロイヤーだからですよということはあると思います。そういう整理ができると思うのですが、スクールロイヤーという立場で学校と保護者側の方を調整することに理解をいただける保護者と学校であれば良いと思います。ただ、真ん中という立場であったとしても、裁判官も一方の当事者が無茶

なこと言っている時はその当事者に対して「違うでしょ」と言いますよね。真ん中にいたとしても、そういう場面に陥った時に、自分の意見を通してくれない方ですと見えてしまいます。果たしてそれで中立という形の信頼関係を維持できるのかという懸念があります。保護者さんとしては「こいつの何が真ん中なのだ」という疑問がわいてしまうのではないかと思います。保護者さんと学校さんの真ん中に立って対峙するわけですから、対立したときの出口も考えてないといけないのではないのでしょうか。スクールロイヤーが中立の立場だったために、対立となった際に、その場面から涙を飲んで卒業することになると悲しいのではないかなと思って、ご質問する次第でございます。

(奥) まず前提として、今質問された木上先生とはずっと話をしています。私のスクールロイヤーのイメージは、社外重役さんです。会社から金もらっていて、少なくとも理念としては会社べったりであってはいけないというイメージです。必要な限りでは社長に批判的意見も出す。だけど、会社に無理難題言っている人に対しては、「あなたがおかしいのではないですか」といっても何ら問題ないと思っています。それから、利益相反との関係でお話しすると、私が関与した時は学校設置者との間で顧問契約を結びました。要するに弁護士として関与しているということを明確にしたのですが、その任務は学校に対しても批判的な意見を言うし、学校の正当な利益はちゃんと発言するという内容でした。そここのところの工夫は必要だと思います。

(伊山) ご心配いただきありがとうございます。おそらく用地買収の場合、敵対関係が極めて強いと思います。学校の場合は仲良くやりましょうという側面が大きいのかなと思います。あと私も業務委託契約です。その契約の範囲内を超えてしまって、出て行って言われたら、出ていくのも選択肢だと思います。あとは別の顧問弁護士が介入してしっかりやってくださいということになります。

(古田) それでは、そろそろまとめていきたいと思います。あ、どうぞ。

(会場発言者 4) 時間がない中ですみません。皆さん貴重なお話ありがとうございました。伊山先生にお聞きしたかったですが、PTAの問題に介入された話で、権限外とおつ

しゃっていたのですが、伊山先生はどういう整理で入られたのかをお聞かせください。あと、学校と親御さんが対立している場面を想定するのですが、本来の当事者である子どもがなかなか声を上げにくい時に、子どもの権利や利益を最大限に尊重する立場は通常の代理的な発想ではないと思います。別の方の利益を尊重する難しさがあると思いました。実際にその辺で悩んだことがあったら教えていただけませんか。

(伊山) ありがとうございます。まず前半の質問ですね。守秘義務に反しない範囲で説明すると、子どもは関係なく、親同士のトラブルでした。私はスクールロイヤーで代理人とかじゃないですと言いました。ただ、このままだったらあなたは大変なことになるので、こうされた方がいいのではないですかと伝えました。合意書を作って和解して終わりました。後半の質問をもう一度お願いします。

(会場発言者4) 子どもって声を上げにくいと思いますが、子どもの利益を最大限尊重するという一番の命題に上げなきゃいけないと思うのですが、声を上げられない人のことを考えるスクールロイヤーの立場は悩ましいと思ひまして。

(伊山) 親御様のご意見とお子様の意見が違う時が明確にあるので、やっぱりお子様の声をちゃんと聞く場面を作らなければならないという課題はあります。親は怒っていて全然違う方向に行っていて、その行動はお子様にも不利益になっている場面が結構あるので、お子様の話をもっと聞く場面は必ず必要だと思います。今後の課題と思っています。

(古田) もうまとめないといけません。一人1分ずつお願いします。

(大塚) はい、今日は本当いろんな方々の意見を聞くことができ、勉強になりました。また、県としても、先生方と連携しながら、模索しながら進めていこうと思っています。以上になります。

(瑞穂) 今日は本当ありがとうございます。学校現場代表という立場でしたので、率直な現場の意見を話させてもらいました。ありがとうございます。

(伊山) 子は宝なので、お子様のためになる制度をできればと思います。またトラブルになったら弁護士会をあげて守ってくださるという話も出ました。全力を尽くして頑張っていきます。

(奥) 最後に自己紹介で恐縮なのですが、僕は生まれ育ちが大阪なのです。だからというわけじゃないのですが、本当はお金の話をしたかったのです。私は大学から給料をもらっているから、その辺おおらかなのですが、普通の弁護士はちゃんと事務所を回して行かないといけないので、お金の問題をきちんと議論しないと、絵に描いた餅に終わります。ただ、もう時間がないので、次回に楽しみにしておきたいと思います。どうもありがとうございます。

(古田) ありがとうございます。一応まとめます。やはりスクールロイヤーというのは、古典的な弁護士像とはちょっと違うと感じました。学校に入るにあたって中立的な立場が求められているし、だからこそ保護者も話しやすいので、新たな弁護士の活動の一つだという印象を強く感じました。あと、「地域ごと」、「迅速さ」、「同席」という単語が結構出てきました。スクールロイヤー制度はさまざまな指摘を受けて改善する余地のある制度だと思います。本日は、会場も含めていろいろ議論できたし、非常に楽しかったです。とりあえず今日はこれくらいにして、引き続きスクールロイヤーの形を協議していただければと思います。最後までありがとうございました。

(7) 閉会挨拶 (吉田孝充)

以上